

消 防 本 部
消防署（分署を含む。）

市長の権限に属する消防事務に係る決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 8 年 4 月 2 0 日

上尾市長 畠 山 稔

市長の権限に属する消防事務に係る決裁に関する規程の一部を改正する訓令

市長の権限に属する消防事務に係る決裁に関する規程（昭和 6 1 年上尾市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の項第 9 号を次のように改める。

(9) 告示をすること。	重要な もの	軽易な もの
--------------	-----------	-----------

別表第 1 の 1 の項第 1 2 号の次に次の 1 号を加える。

(13) 附属機関（特に重要な附属機関を除く。）の構成員を任免すること。	○	
--------------------------------------	---	--

別表第 1 の 2 の項第 1 号中「及び役務費」を「、役務費及び公課費」に改め、「及び支出命令」を削り、同項第 2 号及び第 3 号中「1, 0 0 0 万円」を「3, 0 0 0 万円」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 支出命令をすること。		○
----------------	--	---

別表第 1 の 6 の項第 1 号から第 4 号までの規定中「1, 0 0 0 万円」を「3, 0 0 0 万円」に改める。

別表第 2 の予防課の項第 6 号を次のように改める。

6 危険物製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準維持に関する命令をすること。	○	
--	---	--

別表第 2 の予防課の項第 2 9 号を次のように改める。

2 9 液化石油ガスの販売設備工事に係る報告の徴収をすること。	○	
---------------------------------	---	--

別表第2の予防課の項第31号を次のように改める。

31	液化石油ガス消費設備の基準適合命令を発令すること。	○		
----	---------------------------	---	--	--

別表第2の予防課の項第34号を次のように改める。

34	液化石油ガスの基準適合命令に対する報告の徴収に関すること。	○		
----	-------------------------------	---	--	--

別表第3の支出負担行為及び支出命令に関する事項の項第1号中「及び支出命令」を削り、同項第2号及び第3号中「1,000万円」を「3,000万円」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4)	支出命令をすること。			○
-----	------------	--	--	---

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の市長の権限に属する消防事務に係る決裁に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に生じる事案に係る決裁（上尾市事務専決規程（昭和48年上尾市訓令第2号）第2条第1号に規定する決裁をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に生じた事案に係る決裁については、なお従前の例による。